

荒川区災害時給水方針

初版：平成 31 年 3 月

更新：令和 6 年 12 月

荒 川 区

目 次

1	本方針の目的.....	3
2	前提となる想定等	4
	（1）荒川区の被害想定及び避難者数.....	4
	（2）区民の「日常備蓄」	4
	（3）都・区の役割分担等.....	4
	（4）飲料水の必要量及び給水が必要となる拠点.....	6
3	給水手段.....	7
	（1）ペットボトル飲料水.....	7
	（2）応急給水栓	7
	（3）指定消火栓	8
	（4）受水槽・高架水槽の残存水.....	9
	（5）給水所・応急給水槽.....	10
	（6）永久水利施設（深井戸型）	11
	（7）災害時協定締結事業者等からの受援.....	11
4	給水の実施	13
4-1	避難所避難者への給水	13
	（1）ペットボトル飲料水の配付	13
	（2）スタンドパイプによる給水.....	13
	（3）受水槽・高架水槽の残存水の活用	14
	（4）給水所・応急給水槽の活用	15
	（5）永久水利施設（深井戸型）の活用	18
	（6）災害時協定締結事業者等からの受援.....	19
4-2	在宅避難者への給水.....	19
5	生活用水の給水	20
6	共助による水の確保.....	22
	（1）家庭・区内事業所等による水の確保.....	22
	（2）民間事業者・自治体との災害時協定に基づく飲料水の確保.....	22

1 本方針の目的

災害発生時には、断水の発生や建物倒壊等による道路の寸断等により、水の確保に支障をきたすことが想定される。令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県珠洲市や輪島市など能登半島北部を中心に約11万戸で断水が生じ、飲料水や生活用水を確保することができないことから被災者の生活を苦しめた。飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持及び衛生的な生活の確保を図る上で極めて重要であり、災害発生の際、水道施設の被害等により水を確保できない被災者に対し、可能な限り迅速に供給する必要がある。

本方針は、災害発生時において、区内の断水状況や避難状況等を考慮し、迅速かつ的確に被災者等に給水できるよう、区における給水手段や給水方法等について定めるものであり、災害発生時には、本方針に基づき、区内の被災状況を把握した上で、具体的な給水車の搬送ルートや配車等を定める「給水計画」を作成し、給水活動を行うものとする。

2 前提となる想定等

(1) 荒川区の被害想定及び避難者数

本方針において給水体制等を示す上で前提となる区の被害想定は、令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「都の被害想定」という。）に基づき、以下のとおりとする。

なお、以下に示す各地震における詳細な被害想定は、荒川区地域防災計画（令和6年修正）第1部第2章第3節 被害想定より抜粋する。

- ① 都心南部直下地震（冬の夕方18時、風速8 m/s）
- ② 都心東部直下地震（冬の夕方18時、風速8 m/s）
- ③ 都心西部直下地震（冬の夕方18時、風速8 m/s）

[各地震における区の被害想定]

	①都心南部直下地震	②都心東部直下地震	③都心西部直下地震
避難者数	90,680 人	109,076 人	102,771 人
上水道断水率	46.9%	58.3%	53.2%

- ※1 都の被害想定では、都内の被害が最も大きな地震として都心南部直下地震（冬の夕方18時、風速8 m/s）の被害想定が示されている。
- ※2 都心東部直下地震及び都心西部直下地震における被害想定については、区が独自に調査し試算したものである。
- ※3 「避難者」は、避難所へ避難する者（避難所避難者）及び避難所外避難者を指す。

(2) 区民の「日常備蓄」

飲料水及び生活水の確保は、発災後における被災者の生命維持及び衛生的な生活を確保する上で極めて重要である。区では、荒川区地域防災計画において、食料及び飲料水等に関する「区民による自助」を推進しており、各家庭・区内事業所等における飲料水等の7日間分以上備蓄について、区報や区ホームページ、防災講話等の機会を通じて周知啓発を図っている。

各家庭・区内事業所等においては、まずは、それぞれが備蓄するペットボトル水等を飲料水として利用するものとする。また、家庭の浴槽に残る水等について生活水として利用するものとする。

(3) 都・区の役割分担等

給水活動における、東京都水道局と区との役割分担等は、荒川区地域防災計画（令和6年修正）に基づき、次のとおりとする。

<都・区の役割分担>

項目	概 要
都・区の役割分担	応急給水に関する都・区の役割分担は次のとおりとする。 (1) 給水所・応急給水槽の給水拠点における飲料水の確保は水道局が行う。 (2) 災害時給水ステーションから区民等への応急給水は区が行う。

<都・区の給水活動>

都水道局の 給 水 活 動	災害時の給水活動は、水道局・区の役割分担に従い協力して次のとおり実施する。 (1) 日暮里南公園応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民への応急給水を行う。 (2) 南千住給水所においては、都が応急給水用資器材を設置し、区が給水を行う。 また、南千住給水所に区画された応急給水エリアでは、都水道局員の参集を待たずに、区等が給水を行う。 (3) 飲料水を車両輸送する必要がある広域避難場所においては、区が設置した仮設水槽まで車両により輸送・補給を行う。 (4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等により、必要がある場合は、消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を区と協力して行う。 (5) 後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設については、区及び関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送による応急給水を行う。 (6) 都水道局は浄水場及び給水所ごとにあらかじめ要員を指定しており、休日、夜間等の震災時にはこれらの要員等と区職員が連携して、迅速な応急給水を実施する。
荒 川 区 の 給 水 活 動	【給水計画】 災対産業経済部は、被災状況、道路障害物の除去状況等を勘案し、速やかに給水方針に基づく給水計画を作成し、人員配置を決定する。 【給水活動】 災対区民生活部・災対産業経済部・災対福祉部は、連携して以下のとおり避難者への給水を行う。 (1) ペットボトル飲料水の配布 ・各避難所に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配布する。 ・拠点備蓄倉庫に備蓄しているペットボトル飲料水を、車両で各避難所に輸送し、避難者に配付する。 (2) 受水槽・高架水槽の残存水による給水 ・避難所となる施設に設置されている受水槽や高架水槽に残存している水を避難者に配布する。 (3) スタンドパイプによる給水 ・水道局が指定する消火栓や一部の一次避難所に設置されている応急給水栓を活用して避難者への応急給水を行う。 (4) 災害時給水ステーション、各地区の消火栓、備蓄倉庫からの水の搬送 ・災害時給水ステーション（南千住給水所、日暮里南公園応急給水槽）、各地区の消火栓から、給水車等で地区ごとに指定する中継拠点（幹線道路沿いの一次避難所7か所）に水を搬送する。中継拠点から小型車両やリヤカー等により近隣の避難所に搬送する。 ・水の搬送は、給水車によるほか、輸送水槽、ポリタンク等の給水用資機材を区有車及び民間雇上車、リヤカー等に積載することにより行う。

	(5) その他 ・区民には、給水ポリ袋等に水を入れて配布する。 ・谷中墓地、上野公園一帯及び堀船地区一帯については、それぞれ台東区及び北区と連携し応急給水を行う。 ・永久水利施設（深井戸方式）から取水される水についても、適切な水質管理を行った上で飲料水としての確保を図る。 ・上記の給水方法を補完するため、浄水器の配備等について検討する。
--	---

（４）飲料水の必要量及び給水が必要となる拠点

荒川区地域防災計画に基づき、１人あたり３ℓ／日を給水することとしている。

また、給水は、避難所に避難してきた区民等及び在宅で避難する区民（在宅避難者）に対して行うこととし、給水が必要となる拠点及び箇所数は、次の図表のとおりである。

[給水が必要となる拠点]

区分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
設置目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する	一次避難所に避難した高齢者や障がい者等のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する
開設時期	発災後直ちに	発災後速やかに	発災後直ちに
対象者	① 居住者 ② 在勤・在学者※ ③ 外出中に帰宅が困難になった者 ④ 上記のほか区内に滞在用者 ※在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする	次に該当する者を優先的に避難させる。 ① 要介護１から３に認定されている区内の在宅高齢者 ② 障がい者（身体障害者手帳３級～７級） ③ 妊産婦、乳児 ④ 上記①から③の保護者又は支援者（家族等）	① 要介護４から５に認定されている区内の在宅高齢者 ② 障がい者（身体障害者手帳１級・２級、知的障がい者、精神障がい者） ③ 上記①及び②の支援者（家族等）
使用施設	区立小中学校 生涯学習・教育センター 都立学校	ひろば館・ふれあい館 ゆいの森あらかわ（③のみ） 男女平等推進センター 荒川さつき会館	高齢者施設（入所・通所） 障がい者施設等（入所・通所）
箇所数	37 か所	26 か所	26 か所

3 給水手段

(1) ペットボトル飲料水

ペットボトル飲料水（500 ml）は、一次避難所や二次避難所の施設内に設置されているミニ備蓄倉庫、福祉避難所の倉庫のほか、拠点備蓄倉庫（下記参照）等に計 120,632 本備蓄している。

[荒川区拠点備蓄倉庫 5 か所]

拠点備蓄倉庫	住 所	備 考
町屋備蓄倉庫	町屋 3-27-10	
荒川防災備蓄倉庫	荒川 3-3-3	
汐入公園防災備蓄倉庫	南千住 8-13-2	
尾久備蓄倉庫	西尾久 8-10-5	都住宅局所有地
日暮里備蓄倉庫	西日暮里 5-38-2	J R 所有地

(2) 応急給水栓

東京都水道局が都内の一次避難所等に整備している設備であり、避難所建物内の給水管に被害が生じた場合であっても、避難所敷地内の応急給水栓から給水が可能である。

また、給水を行う際は、応急給水栓が設置されている一次避難所のミニ備蓄倉庫内にあるスタンドパイプ等の給水セット（黄色バッグ）を用いる。

[応急給水栓の整備イメージ]



[応急給水栓設置状況]

・設置済み 28 施設

瑞光小学校	第二峡田小学校	尾久宮前小学校	第九中学校
第二瑞光小学校	第五峡田小学校	第一日暮里小学校	尾久八幡中学校
第三瑞光小学校	第七峡田小学校	第三日暮里小学校	原中学校
汐入小学校	第九峡田小学校	ひぐらし小学校	諏訪台中学校
汐入東小学校	尾久小学校	第一中学校	生涯学習・教育センター
第六瑞光小学校	尾久第六小学校	第三中学校	荒川工科高等学校
峡田小学校	赤土小学校	第七中学校	竹台高等学校

※平成 30 年度から令和 2 年度にかけて整備

・設置不可 9施設

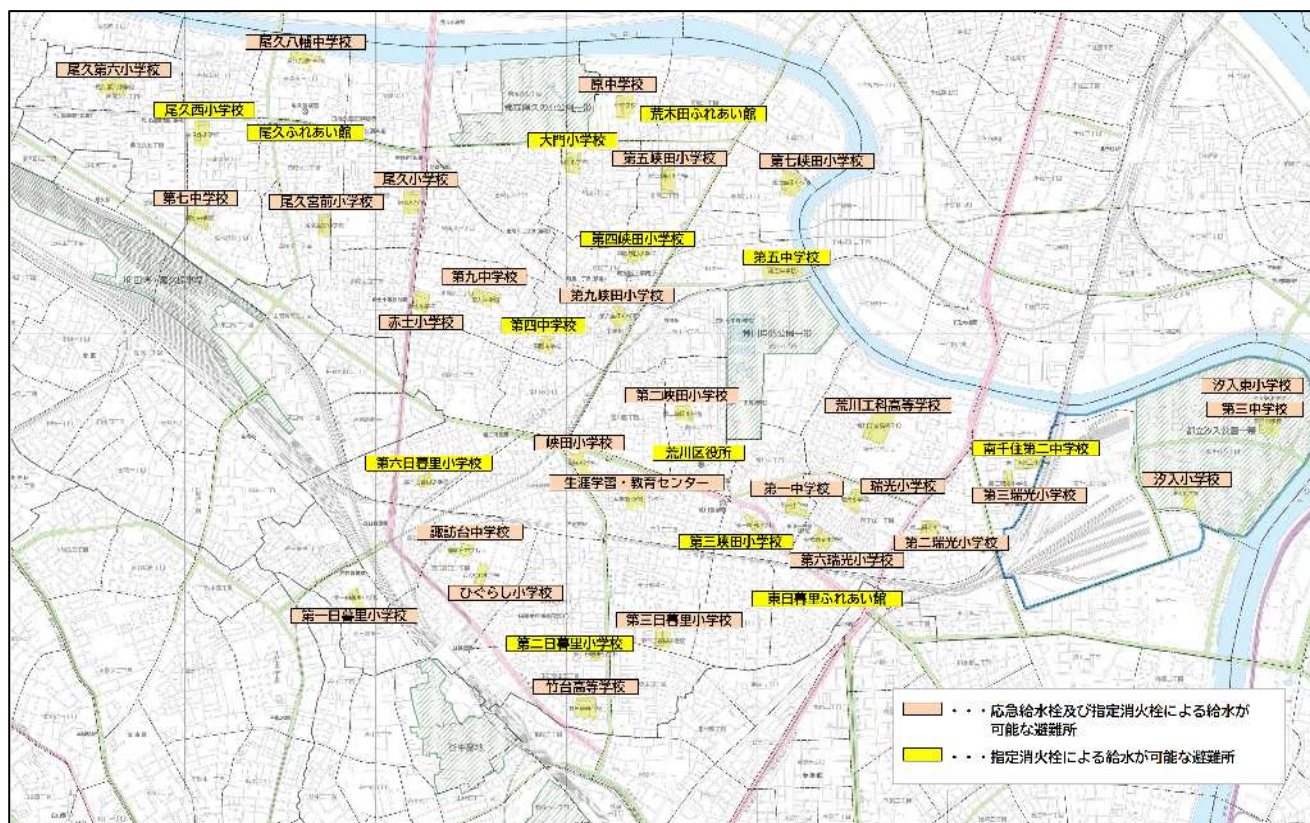
第三峡田小学校	大門小学校	第四中学校
第四峡田小学校	第二日暮里小学校	第五中学校
尾久西小学校	第六日暮里小学校	南千住第二中学校

※応急給水栓設置予定場所に埋設物がある場合や、当該予定場所が国有地であり調整がつかない等の理由により設置不可となっている。

(3) 指定消火栓

一次避難所 37施設、二次避難所 3施設（荒木田ふれあい館、尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館のみ）及び区役所本庁舎に隣接する道路上にある水道局が指定する消火栓（以下「指定消火栓」という。）に、スタンドパイプ（災害発生時に消火栓等に接続して給水を可能とする資機材）を接続し、給水を行う。

〔応急給水栓・指定消火栓の整備状況〕



(4) 受水槽・高架水槽の残存水

避難所となる施設のうち受水槽・高架水槽が設置されている施設は、受水槽に残存している水を利用して給水を行う。

〔受水槽〕



〔高架水槽〕



〔各避難所における受水槽・高架水槽の設置状況及び容量（㎡）〕

一次避難所

施設名	受水槽	高架水槽
瑞光小学校	8.00	8.00
第二瑞光小学校	7.50	4.50
第三瑞光小学校	9.00	6.00
第三瑞光小学校（増設）	18.00	—
汐入小学校	24.00	—
汐入東小学校	—	6.00
第六瑞光小学校	7.50	4.50
峡田小学校	9.00	6.00
第二峡田小学校	9.00	6.00
第三峡田小学校	8.00	4.50
第四峡田小学校	7.50	6.00
第五峡田小学校	5.63	3.38
第七峡田小学校	10.50	6.00
第九峡田小学校	6.00	4.50
尾久小学校	6.00	5.63
尾久西小学校	10.00	7.50
尾久第六小学校	10.00	6.75
赤土小学校	13.00/6.00	6.00/4.50
大門小学校	9.00	6.00

施設名	受水槽	高架水槽
尾久宮前小学校	9.00	6.00
第一日暮里小学校	6.00	4.50
第二日暮里小学校	8.00	6.00
第三日暮里小学校	9.00	6.00
第六日暮里小学校	6.75	4.50
ひぐらし小学校	22.50	6.00
第一中学校	9.00/7.50	6.00/3.75
第三中学校	11.25	—
第四中学校	9.00	4.50
第五中学校	8.00	4.50
第七中学校	12.00	6.00
第九中学校	13.50	7.50
尾久八幡中学校	—	9.00
南千住第二中学校	10.50	6.00
原中学校	22.50	4.50
諏訪台中学校	24.00	—
生涯学習・教育センター	7.00	—
都立荒川工科高等学校	15.00	6.00
都立竹台高等学校	13.00	—

二次避難所

施設名	受水槽	高架水槽
花の木ひろば館	—	4.50
三河島ひろば館	—	—
荒川六丁目ひろば館	—	—
町屋二丁目ひろば館	—	—
熊野前ひろば館	4.05	—
男女平等推進センター	—	—
宮の前ひろば館	—	—
東尾久小沼ひろば館	—	—
西尾久みどりひろば館	—	—
諏訪台ひろば館	—	—
荒木田ふれあい館	3.00	—
西尾久ふれあい館	—	—
汐入ふれあい館	7.50	—
東日暮里ふれあい館	—	—

施設名	受水槽	高架水槽
西日暮里ふれあい館	—	—
荒川山吹ふれあい館	—	—
南千住駅前ふれあい館	25.00	—
峡田ふれあい館	—	—
南千住ふれあい館	—	—
町屋ふれあい館	—	—
尾久ふれあい館	—	—
石浜ふれあい館	—	—
夕やけこやけふれあい館	—	—
ゆいの森あらかわ	9.60	0.50
荒川さつき会館	6.00	—
東尾久本町通りふれあい館	—	—
ひぐらしふれあい館	—	—

福祉避難所（高齢者用）

施設名	受水槽	高架水槽
特別養護老人ホームグリーンハイム荒川	17.80	3.82
特別養護老人ホームサンハイム荒川	26.40	6.60
特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川	9.00	—
南千住中部在宅高齢者通所SC	5.10	—
荒川東部在宅高齢者通所SC	12.80	3.20
尾久生活実習所	5.00	1.00
東日暮里在宅高齢者通所SC	12.00	—
特別養護老人ホーム信愛のぞみの郷	15.00	3.00
特別養護老人ホームさくら館	28.00	—
特別養護老人ホーム癒しの里南千住	—	—
特別養護老人ホームおたけの郷	15.60	—
荒川老人福祉センター	12.80	3.20
養護老人ホーム千寿苑	9.60	1.00

福祉避難所（障がい者用）

施設名	受水槽	高架水槽
汐入ふれあい館	7.50	—
南千住ふれあい館	—	—
障害者福祉会館	—	—
荒川生活実習所・福祉作業所	9.00	2.00
心身障害者福祉センター	—	—
スタートまちや	—	—
スクラムあらかわ	2.40	—
尾久生活実習所	5.00	1.00
尾久生活実習所・分場	—	—
精神障がい地域生活支援センター	8.00	3.00
生活クラブスニーカー	—	—
作業所ボンエルフ	6.00/6.00	—
グループホームひぐらし	—	—

※ ○/△：受水槽・高架水槽が2基ある場合

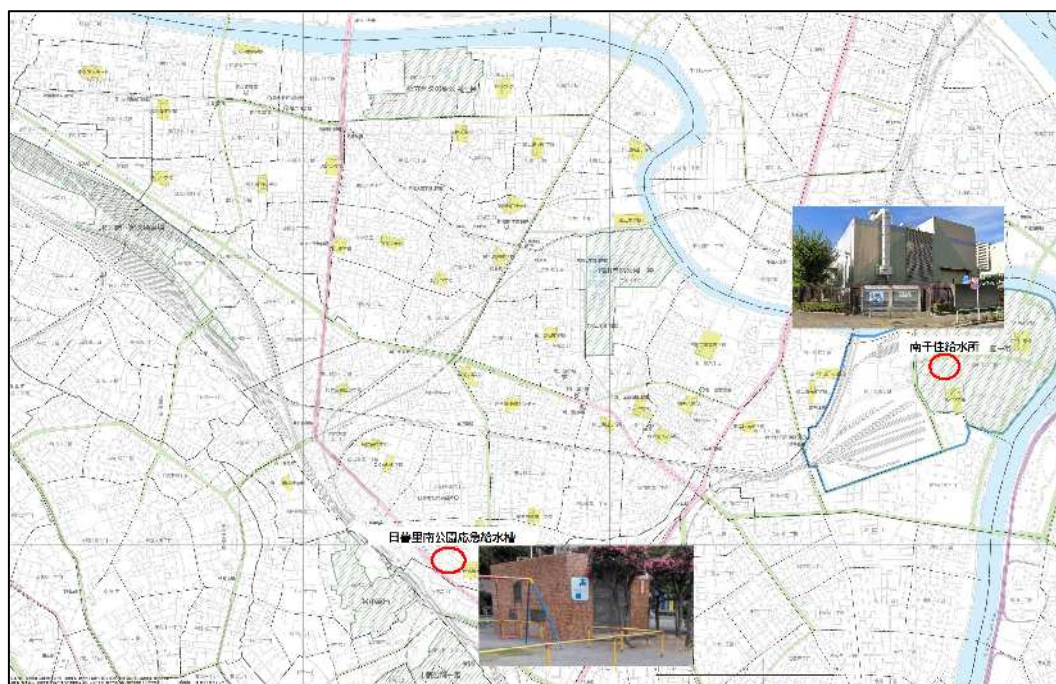
※ 汐入ふれあい館は二次及び福祉避難所、尾久生活実習所は福祉避難所（高齢者用）及び（障がい者用）に指定されているが、各避難所用の受水槽・高架水槽が設置されているわけではなく、施設に1基設置されている。

（５）給水所・応急給水槽

区内には、東京都水道局が管理する南千住給水所及び日暮里南公園応急給水槽があり、常時、3,480万ℓの飲料水が確保されている。大規模な断水等により給水所や応急給水槽への新たな配水が停止した場合も、水をタンクに溜めてあるため、一定量の飲料水の確保が可能である。

[給水所・応急給水槽の所在地・容量・位置図]

施設名	所在地	確保量
南千住給水所	南千住8-2-6	33,300 m ³ (3,330 万ℓ)
日暮里南公園応急給水槽	東日暮里5-19-1	1,500 m ³ (150 万ℓ)



(6) 永久水利施設（深井戸型）

深井戸型の永久水利施設から取水した後、永久水利施設に隣接する資機材倉庫に配備している非常用浄水装置に通すことにより、飲料水として利用することができる。

〔永久水利施設（深井戸型）〕

	施設名	所在地
1	荒川公園	荒川 2-2-3
2	日暮里公園	東日暮里 3-11-10
3	赤土小学校	東尾久 2-43-9
4	第四峡田小学校	町屋 2-11-6
5	宮前公園 (整備予定)	西尾久 2 丁目

〔非常用浄水装置〕



(7) 災害時協定締結事業者等からの受援

災害時協定締結事業者や自治体等からの飲料水の支援を受け、給水を行う。

〔給水関連の災害時協定〕

協定名	締結相手方
災害時における応急物資供給に関する協定書	荒川区商店街連合会
災害時における応急物資の優先供給に関する協定書	(株) イトーヨーカ堂 (現: (株) セブン&アイ・ホールディングス)
災害時における応急物資の優先供給に関する協定書	(株) ライフコーポレーション
災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書	(株) ココスナカムラ
災害時における応急資機材及び物資の優先供給に関する協定書	ロイヤルホームセンター (株)
大震災時飲料水使用協定	区内公衆浴場事業者

〔相互応援協定を締結している自治体〕

	自治体名	所在地・連絡先
1	岩手県釜石市	岩手県釜石市只越町 3-9-13 0193-22-2111
2	山形県鮭川村	山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7 0233-55-2111
3	福島県石川町	福島県石川郡石川町字長久保 185-4 0247-26-9127
4	福島県福島市	福島県福島市五老内町 3-1 024-525-3793
5	福島県桑折町	福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7 024-582-2123

6	茨城県つくば市	茨城県つくば市研究学園 1-1-1
		029-883-1181
7	茨城県潮来市	茨城県潮来市辻 626
		0299-63-1111
8	埼玉県秩父市(旧荒川村)	埼玉県秩父市熊木町 8-15
		0494-22-2206
9	千葉県大多喜町	千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93
		0470-82-2111
10	千葉県鴨川市	千葉県鴨川市横渚 1450
		0470-93-7833
11	新潟県上越市(旧吉川町)	新潟県上越市木田 1-1-3
		025-526-5111
12	新潟県津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585
		025-765-3112
13	新潟県村上市	新潟県村上市三之町 1-1
		0254-53-3365
14	富山県射水市	富山県射水市新開発 410-1
		0766-51-6632
15	山梨県北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
		0551-42-1323
16	山梨県南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376
		055-282-6494
17	岐阜県大垣市	岐阜県大垣市丸の内 2-29
		0584-47-7385
18	静岡県下田市	静岡県下田市東本郷 1-5-18
		0558-36-4145

4 給水の実施

災害発生時には、上水道の断水により、通常の給水が困難になることが予想される。このため、給水実施にあたっては、被災状況に応じて、「3 給水手段」で示した複数の手段を組み合わせながら給水を行うこととする。

災害発生時に想定される、避難所における飲料水の給水手段及び活用時期のイメージは、次のとおりである。

[避難所における飲料水の給水手段及び活用時期のイメージ]

給水手段	1 日目	2 日目	3 日目～
(1) ペットボトル飲料水	■	■	
(2) 応急給水栓	■	■	■
(3) 指定消火栓	■	■	■
(4) 受水槽・高架水槽の残存水		■	■
(5) 給水所・応急給水槽		■	■
(6) 永久水利施設（深井戸型）		■	■
(7) 災害時協定締結団体等からの受援			■

4-1 避難所避難者への給水

(1) ペットボトル飲料水の配付【所管部等：避難所担当職員、災対区民生活部、災対福祉部】

- ・各避難所のミニ備蓄倉庫等に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配付する。
- ・また、避難者数に対してペットボトル飲料水の数量が足りない場合は、拠点備蓄倉庫からの搬送を要請する。

(2) スタンドパイプによる給水【所管部等：避難所担当職員】

① 応急給水栓（応急給水用マンホール）の活用

- ・応急給水栓が整備されている一次避難所については、避難所敷地内にある応急給水栓用マンホール（「災」のマークがあるマンホール）を開き、ミニ備蓄倉庫に保管しているスタンドパイプ等の給水セット（黄色バッグ）を用いて給水を行う。
- ・応急給水栓が整備されていない一次・二次・福祉避難所については、最寄りの応急給水栓が整備されている一次避難所において飲料水を確保する。

[スタンドパイプ等の給水セット（黄色バッグ）]



[応急給水栓からの給水風景]



② 指定消火栓の活用

- ・ 応急給水栓が設置されていない又は応急給水栓が損壊し給水を行うことができない一次避難所については、施設に隣接する指定消火栓（オレンジ色で縁取りされたマンホール）を開き、ミニ備蓄倉庫に保管しているスタンドパイプ等の給水セット（青色バッグ）を用いて給水を行う。
- ・ 二次避難所については、荒木田ふれあい館・尾久ふれあい館・東日暮里ふれあい館のみ、施設に隣接する指定消火栓を活用し、その他の施設については、最寄りの一次避難所における応急給水栓又は指定消火栓により飲料水を確保する。
- ・ 福祉避難所については、最寄りの一次避難所における応急給水栓又は指定消火栓により飲料水を確保する。

[スタンドパイプ等の給水セット（青色バッグ）]



[指定消火栓からの給水風景]



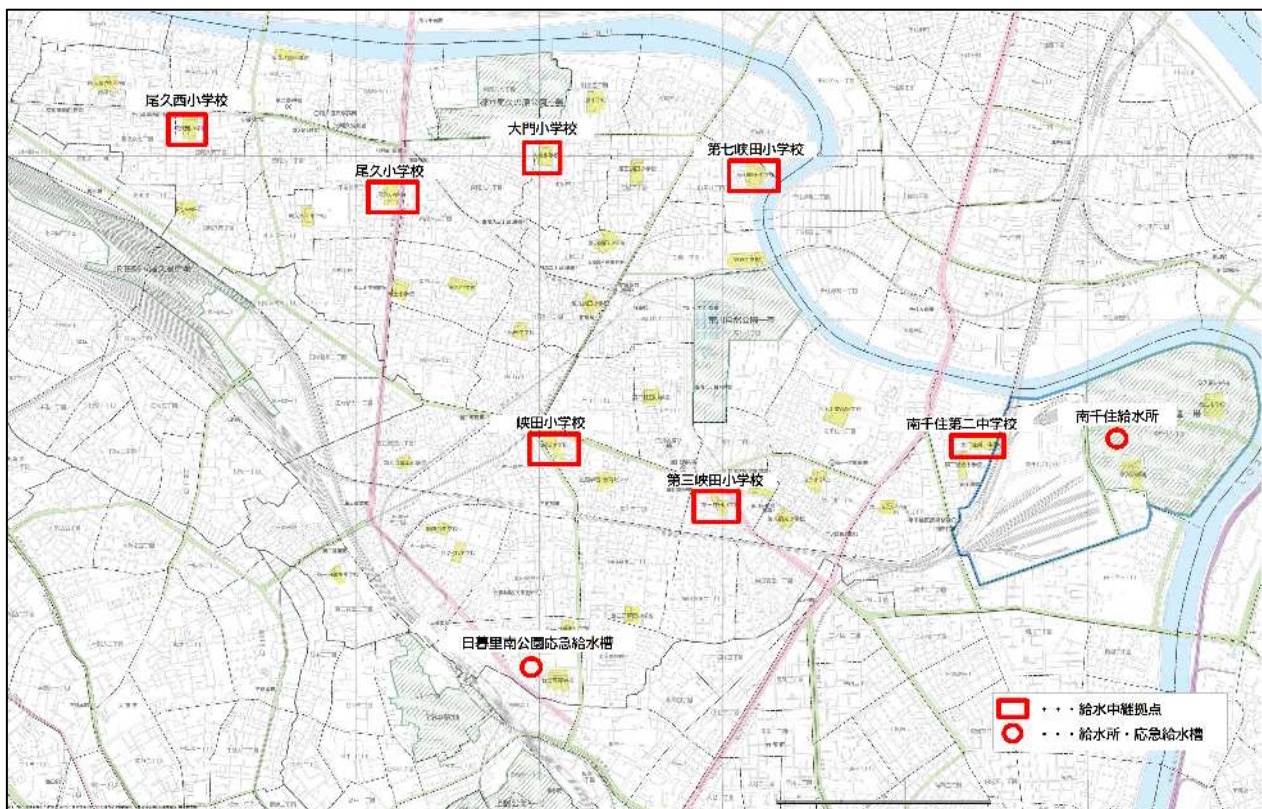
（３）受水槽・高架水槽の残存水の活用【所管部等：避難所担当職員、災対福祉部】

- ・ 断水時・停電時であっても受水槽や高架水槽に残存している水の取得が可能であるため、受水槽等から給水袋や空のペットボトル等に水に移して、避難者に配付する。

(4) 給水所・応急給水槽の活用【所管部等：避難所担当職員、災対産業経済部、災対福祉部】

- ・南千住給水所・日暮里南公園応急給水槽における給水については、現地で給水を行う方法と当該施設から取水した後、給水車等により避難所に搬送する方法がある。
- ・給水車等による飲料水の搬送については、応急給水栓や指定消火栓からの給水が困難な場合に行うこととする。
- ・その際、給水車等による飲料水の搬送先については、速やかな車両進入の観点から、幹線道路沿いの一次避難所（以下「給水中継拠点」という。）7か所から、被災状況等に応じて搬送する給水中継拠点を選定する。

〔給水中継拠点 位置図〕



〔給水中継拠点 7か所〕

給水中継拠点	住所
大門小学校	町屋4-27-8
第七峡田小学校	町屋8-19-12
第三峡田小学校	荒川1-43-1
峡田小学校	荒川3-77-1
南千住第二中学校	南千住7-25-1
尾久西小学校	西尾久5-27-12
尾久小学校	東尾久5-6-7

① 給水所・応急給水槽の現地での給水

- ・南千住給水所においては、東京都水道局、区、町会のいずれかが開設し、その後の給水は区と町会が協力して行う。
- ・日暮里南公園応急給水槽においては、開設から給水までを区が担う。なお、当施設の鍵は、区役所本庁舎3階防災課にて保管している。
- ・給水を行う際は、在宅避難者等の近隣住民に対して、当該場所で給水が可能であることを周知するため、施設内に保管している「災害時給水ステーション」ののぼりを設置する。

〔給水の様子〕

南千住給水所



日暮里南公園応急給水槽



② 給水車等による給水

- ・給水車等による給水は、被災状況等を踏まえて選定した給水中継拠点（7か所）において実施する。
- ・給水中継拠点に搬送された飲料水は、給水袋や給水ポリタンク等に移した上で、状況に応じて、リヤカーや小型車両等を活用して近隣の避難所に搬送又は近隣の避難所に対して受け取りを要請する。

※医療施設及び重症心身障がい児（者）施設等の福祉施設については、区から（医療施設については医療対策拠点（東京女子医科大学附属足立医療センター）を通じて）都本部に対して水の緊急要請を行うことで、車両輸送により応急給水を受けることが可能である。

i) 給水車等の確保状況

- ・区では、区が保有する給水車1台（1,900ℓの搬送が可能）、「災害時の給水活動等に関する協定」を締結している有限会社ケイ・プランニングが保有する連結送水管放水試験車1台（ステンレスタンク、1,500ℓの搬送が可能）の計2台の給水車を確保している。
- ・また、車両積載型飲料水タンクを計35個備蓄している。なお、タンクを積載するトラックについては、災害時における車両提供の協定を締結している東京都トラック協会荒川支部、東京都製本工業組合城北支部荒川地区、荒川区リサイクル事業協同組合から提供を受けるものとする。
- ・上記に加えて、災害時相互応援協定を締結している自治体からも給水車の貸与を受けることが可能である。

[給水車等及び車両積載型飲料水タンク 概要]

車両等	容量	数量	所有・保管場所
① 給水車 	1,900ℓ	1	荒川区
			区役所分庁舎駐車場 (鍵は区役所本庁舎3階 防災課にて保管)
② 連結送水管放水試験車 (ステンレスタンク動力ポンプ搭載) 	1,500ℓ	1	有限会社ケイ・プランニング
			荒川区荒川5-6-5 (鍵は区役所本庁舎3階 防災課にて保管)
③ 車両積載型飲料水タンク 	1 t (1,000ℓ)	12	荒川区
	2 t (2,000ℓ)	23	・一部の一次避難所ミニ備蓄倉庫 ・拠点備蓄倉庫(荒川防災備蓄倉庫、 日暮里備蓄倉庫)

※②は、災害時の給水活動等に関する協定書に基づく給水車。平成 23 年3月に発生した東日本大震災では、同車両を用いて釜石市に対する応急給水活動を実施した。

[車両提供に関する災害時協定]

協定名	締結相手方
災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定	(一社) 東京都トラック協会荒川支部
災害時における応急対策活動支援に関する協定書	東京都製本工業組合城北支部荒川地区
災害時における運搬車両類の提供に関する協定書	荒川区リサイクル事業協同組合

ii) 飲料水の搬送・受入れ

- ア 区役所分庁舎・有限会社ケイ・プランニング・災害時締結事業者からの車両・搬送人員の調達により、南千住給水所及び日暮里南公園応急給水槽での注水・給水中継拠点への搬送を行う。

〔給水車への注水の様子（南千住給水所）〕



- イ 給水中継拠点では、給水車等から給水袋や水槽等（下記参照）、また、区民等が持参した空のペットボトル等に飲料水を移し、当該避難所避難者及び近隣在宅避難者に配付する。なお、給水車等から飲料水を移す容器類が不足した場合は、施設の受水槽などに注水することも想定する。

〔給水車等からの飲料水の受入れ容器等〕

給水袋	給水ポリタンク	組み立て式水槽
		

- ウ 給水袋や給水ポリタンクに移した飲料水は、リヤカーや小型車両等を活用して、近隣の応急給水栓が整備されていない一次・二次・福祉避難所へ搬送する。

以降、上記アからウを繰り返す。

（５）永久水利施設（深井戸型）の活用【所管部等：避難所担当職員、災対区民生活部運用班、災対産業経済部】

- ・被災状況（応急給水栓等の設備の損壊、道路の寸断等）によって、応急給水栓・指定消火栓が使用できず、かつ、給水所・応急給水槽の開設、給水車等による飲料水の搬送等が困難な場合は、永久水利施設（深井戸型）を活用して給水を行う。
- ・この場合、永久水利施設から取水した水は、隣接する資機材倉庫に配備している非常用浄水装置に通すことにより飲料水として利用する。

(6) 災害時協定締結事業者等からの受援【所管部等：避難所担当職員、災対区民生活部運用班、災対産業経済部】

- ・区が指定する避難所等において、災害時における飲料水の供給等に関する協定を締結している協力事業者等から提供される飲料水を受け入れ、給水を行う。

4-2 在宅避難者への給水

- ・在宅避難者への給水は、原則、南千住給水所・日暮里南公園応急給水槽、各一次避難所及び指定消火栓による給水活動場所において行う。
- ・また、断水被害の状況に応じて、広域避難場所である荒川自然公園一帯、尾久の原公園一帯においても、給水車や車両積載型飲料水タンクを積載したトラック等により給水を行う。
- ・給水の実施方法については、「4-1 避難所避難者への給水」で示す方法と同様とし、在宅避難者には空のペットボトル等の飲料水を入れる容器を持参するよう周知する。
- ・また、給水を行う際は、在宅避難者等の近隣住民に対して、当該場所で給水が可能であることを周知するため、一次避難所のミニ備蓄倉庫等に保管している「災害時給水ステーション」ののぼりを設置する。

[災害時給水ステーションののぼり]



- ・災害時給水ステーションや災害時における給水方法等については、平時から区報、区ホームページなどにより広報するとともに、発災時は区ホームページ、防災アプリ、メールマガジン、各種SNS等を活用して周知する。

5 生活用水の給水

- ・小学校や防災広場、公園、民間事業所（災害時協定締結事業者）等、区内に 61 か所設置している防災井戸や永久水利施設（深井戸型）（P.11 「3（6）永久水利施設（深井戸型）」参照）から取水し、生活用水として提供する。

※防災井戸の水は生活用水としてのみ使用する。

- ・防災井戸からの取水については、防災区民組織を中心とする地域住民が自ら行うことができるよう、平時から防災訓練等を通じて使用方法等に関して周知啓発する。

〔区が管理する防災井戸〕

	施設名	所在地
1	第二瑞光小学校	南千住 5－8－1
2	第七峡田小学校	町屋 8－19－12
3	第九峡田小学校	荒川 6－8－1
4	尾久小学校	東尾久 5－6－7
5	第二日暮里小学校	東日暮里 5－2－1
6	西尾久二丁目防災広場	西尾久 2－28
7	南千住六丁目防災広場	南千住 6－52
8	第六日暮里小学校	西日暮里 6－35－16
9	荒川六丁目防災広場	荒川 6－59
10	東尾久四丁目防災広場	東尾久 4－22
11	南千住一丁目防災広場	南千住 1－43
12	東尾久二丁目防災広場	東尾久 2－44
13	西尾久一丁目防災広場	西尾久 1－25
14	荒川二丁目防災広場	荒川 2－47
15	町屋二丁目公園	町屋 2－15
16	荒川公園	荒川 2－2－3
17	真土公園	西日暮里 1－26－9
18	日暮里南公園	東日暮里 5－19－1
19	町屋七丁目公園	町屋 7－16－6
20	荒川七丁目防災広場	荒川 7－3
21	町屋一丁目防災広場	町屋 1－12
22	天王公園	南千住 6－67－21
23	荒川二丁目公園	荒川 2－58－2
24	荒川遊園B地区	西尾久 8－10
25	荒川遊園C地区	西尾久 8－10
26	第九中学校	東尾久 2－23－5
27	荒川一丁目防災広場	荒川 1－23
28	東尾久八丁目防災広場	東尾久 8－37
29	東日暮里一丁目公園	東日暮里 1－17－22

30	藍染公園	町屋 1-34-9
31	町屋四丁目児童遊園	町屋 4-13-16
32	東日暮里三丁目防災広場	東日暮里 3-7
33	南千住五丁目防災広場	南千住 5-39-7
34	町屋八丁目防災広場	町屋 8-3
35	西日暮里一丁目防災広場	西日暮里 1-45
36	東尾久五丁目防災広場	東尾久 5-41-9
37	熊野前南児童遊園	東尾久 5-21-10
38	荒川五丁目西グリーンスポット	荒川 5-29
39	西尾久三丁目防災広場	西尾久 3-25
40	荒川五丁目北グリーンスポット	荒川 5-51
41	荒川五丁目グリーンスポット	荒川 5-45
42	西尾久一丁目児童遊園	西尾久 1-26
43	町屋第四児童遊園	町屋 3-10
44	南千住三丁目公園（石浜城址公園）	南千住 3-28-67
45	西尾久一丁目防災スポット	西尾久 1-18
46	東尾久五丁目防災スポット	東尾久 5-33-12
47	荒川二丁目防災対策用地	荒川 2-39
48	花の木防災スポット	荒川 5-40-12
49	町屋四丁目防災スポット	町屋 4-21-2
50	東尾久一丁目防災スポット	東尾久 1-7-11
51	尾久小公園	東尾久 6-42-6
52	町屋二丁目防災スポット	町屋 2-13
53	荒川二丁目防災スポット	荒川 2-2-7
54	宮前公園	東尾久 8-45-22
55	町屋三丁目睦防災スポット	町屋 3-14-13
56	東尾久一丁目西防災スポット	東尾久 1-24-14
57	東尾久小沼防災スポット	東尾久 1-21
58	東尾久五丁目第二防災スポット	東尾久 5-16
59	西尾久六丁目西防災スポット	西尾久 6-32
60	旧小台通り防災スポット	西尾久 2-31
61	荒川八丁目公園	荒川 8-16-5

[災害時協定に基づく災害時協力井戸所有者]

	協定名	締結相手方
1	災害時協力井戸に関する協定書	おかもとポンプ株式会社（南千住 7-15-27）
2		アトラスプランズタワー三河島団地管理組合 （東日暮里 6-1-1）

6 共助による水の確保

(1) 家庭・区内事業所等による水の確保

飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持及び衛生的な生活を確保する上で極めて重要であるため、区報や区ホームページ、防災講話等により周知啓発を図り、各家庭・区内事業所等における飲料水等の7日分以上（最低3日分以上）の備蓄を推進していく。

(2) 民間事業者・自治体との災害時協定に基づく飲料水の確保

更なる区内外の民間事業者や自治体との災害時協定の締結を通じ、災害時における水の確保手段の多重化を推進する。